

平成26年度版

# 農業を始めてみませんか



岡崎市経済振興部農務課

## ～ 農業に関心のある方々へ ～

農業に興味のある方、農業を始めようと思っている方、少しでも農業にかかわりを持ちたい方、その他どなたでもお気軽にご相談ください。

### ・ 就農相談窓口（P 1・2）

岡崎市は農業を始めたいとお考えの方を応援します。「何から始めたらいいかわからない」、「どこに相談すればいいのか」など、いろいろなお悩みがあるでしょう。お気軽にお声をかけてください。

### ・ 農地の売買・貸借（P 3・4）

農業を始めるには「農業を行なう土地」が必要です。どうしたら土地の確保ができるのでしょうか。

### ・ 農業に関する研修（P 5～7）

農業が初めてという方々にとって、農業に関する知識や技術の習得は不可欠です。経験者やメディアからの情報も重要ですが、実際に土に触れて学びましょう。

### ・ 新規就農に関する支援制度（P 8）

農業研修を受けようとする方、新たに就農された方に国及び市より支援があります。

### ・ 就農支援資金制度（P 9）

本格的に農業を始めようとする、作物によっては設備投資が必要となるでしょう。本格的な農機具なども必要となるかもしれません。経営計画や必要なものを考えてみましょう。

### ・ 農業経営モデル（P 10）

### ・ 農産物の販売（P 11）

農業を続けてみると立派な野菜ができました。地域の方や子供たちに提供したい、販売してみたいとお考えでしょうか。

## 就農相談窓口

農業を始めてみたい方、ゼロからのスタートなので何も分からない方、定年退職後のセカンドライフとして農業に関心がある方、まずはどんなことでも**経済振興部農務課**までご相談ください。また、愛知県の相談窓口などの情報を紹介します。

### 1 岡崎市の就農相談窓口

新規就農に関する総合的な支援窓口を開設していますので、お気軽にご相談ください。

岡崎市十王町二丁目9番地（岡崎市役所西庁舎地下1階）  
TEL0564-23-6195・6200

### 2 愛知県の就農相談窓口

愛知県では、新規に農業を始めたい方々のためにさまざまな支援対策を行っています。農業に関心のある方はお気軽にご相談ください。

#### (1) 定年後の就農を目指すあなたへ

定年退職後に農業を始めようと考えている方向けに公式ホームページ内「セカンドライフは農あるくらしでいきましょう」で情報をお伝えしています。

(<http://www.pref.aichi.jp/nogyo-keiei/secondlife/index.html>)

なお、最寄りの相談窓口として、西三河農起業支援センターがありますので、お問い合わせください。

#### ○ 西三河農起業支援センター

安城市池浦町字境目1 TEL0566-76-2400

#### (2) 愛知県の新規就農支援情報

愛知県内で新規就農し、生計を立てようとしている方向けの役立つ情報を「**愛知県の新規就農支援情報**」で掲載しています。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000049771.html>)

最寄りの相談窓口として、西三河農起業支援センターがさまざまな相談にお答えしています。

#### ○ 西三河農起業支援センター

安城市池浦町字境目1 TEL0566-76-2400

#### ○ 岡崎駐在室

岡崎市美合町字並松1-2 TEL0564-53-1552

(3) 愛知県新規就農相談センター

新規就農希望者に対する相談、農業法人への無料職業紹介、農地の貸借・取得に関する情報を提供しています。公式ホームページをご覧ください。

(<http://www.nougyoukaigi.or.jp/gyomu/syunou/index.html>)

○ 愛知県農業会議

名古屋市東区白壁1-50（県白壁庁舎内）

TEL052-962-2841

新規就農希望者に対する相談を行っています。

(<http://www.aichinoshinki.or.jp/>)

○ (財)愛知県農業振興基金

名古屋市中区錦3-3-8（JAあいちビル西館3階）

TEL052-951-3626



## 農地の売買・貸借

これから本格的に農業を始めようとする方、農業をやってみたいとお考えの方、そのような方々が耕作をするために必要な農地を買ったり、借りたりするには、どのような方法や手続きがあるのかをご紹介します。

### 1 農地とは

農地とは、耕作（土地に労費をかけて肥培管理を行って作物を栽培すること）の目的に供される土地をいいます。田、畑、果樹園などが典型的な農地です。いつでも耕作できる状態の耕作放棄地や遊休農地も農地です。

### 2 方法・手続き

#### (1) 農地法3条の許可を受ける方法

ア 農地を買ったり借りたりする場合には、当事者間での売買契約や賃貸借契約のみでは足りず、農地法に基づいて農業委員会の許可を受ける必要があります。許可を受けないと農地に対する所有権や賃借権の取得はできません。

イ 農地法による許可制度の趣旨は、投機目的や農業以外の使用を前提とした農地取得を制限することにより、農業生産力の維持増進を図り、食料の安定供給を確保することにあります。

ウ 岡崎市内の農地の権利を取得しようとする場合は、岡崎市農業委員会の許可を受けることが必要です。

エ 許可されない基準について主なものは次のとおりです。これらのいずれかに該当するときは許可されません。

- ① 所有権者以外に耕作を行う者がいる農地の所有権を別の者が取得しようとする場合
- ② 権利を取得しようとする者が、権利の取得後に所有するすべての農地を耕作すると認められない場合
- ③ 農業生産法人以外の法人が所有権を取得しようとする場合（解除条件付き使用貸借権及び賃貸借権に限る。）
- ④ 権利を取得しようとする者が、農作業に常時従事すると認められない場合（常時従事とは年間150日以上をいいますが、作業効率や作付作物によってはこれを下回る場合などもあります）
- ⑤ 権利取得後の経営農地面積が基準を満たさない場合（岡崎市では30a以上が必要です（旧額田町地域の場合は20a））
- ⑥ 権利を取得しようとする者の、農業経営の状況、居住地から取得しようとする農地までの距離などから、農地を効率的に利用して耕作すると認められない場合

オ 権利を取得しようとする農地が見つからない場合は、岡崎市農業委員会、あいち三河農業協同組合にご相談ください。

## (2) 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画による方法

- ア 岡崎市は、農地の売り手及び買い手、貸し手及び借り手の申し出を受け、調整が整った場合に農用地利用集積計画を作成します。計画は権利の設定若しくは移転に係る内容を記載し、農業委員会の決定を経て公告します。公告が終わると計画の内容に従って権利の効果が生じます。
- イ この制度の趣旨は、農地法による画一的な規制ではなく地域の自主的な土地利用調整を尊重し、適正かつ迅速な農地の流動を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を目指すことにあります。
- ウ 権利を取得しようとする者の要件は農地法の基準（上記(1)エ）に準じますが、農業関連学校や農業関係研修等を了している新規就農者については、下限面積（上記(1)エ⑤）が10a以上と緩和されます。
- エ 耕作したい農地をお探しの場合は、岡崎市農務課、岡崎市農業委員会、あいち三河農業協同組合にご相談ください。

## (3) 市民農園を利用する方法

- ア 岡崎市及びあいち三河農業協同組合では、農地を所有しない方々を対象に、自家用野菜や花などの農作物を栽培するために必要な小規模の農地が借りられる市民農園を紹介しています。
- イ 借りられる区画が空いている場合には、開設者と個々に賃貸借契約を結びます。この際に農地法の許可は必要ありません。

## 3 方法・手続き

### お問い合わせ先

○ 岡崎市経済振興部農務課

岡崎市十王町二丁目9番地（岡崎市役所西庁舎地下1階）

TEL0564-23-6195・6200

○ 岡崎市農業委員会事務局

岡崎市十王町二丁目9番地（岡崎市役所西庁舎地下1階）

TEL0564-23-6196・6296

○ あいち三河農業協同組合 企画指導課

岡崎市坂左右町字葦ノ部18-1

TEL0564-55-2994



## 農業に関する研修

農業をやってみたいが知識や技術に不安がある方、野菜づくりは全く初めてという方、そのような方々が耕作に必要な知識や技術を習得できる相談窓口・研修制度を紹介します。

### 1 岡崎市農業支援センター

市内在住の方を対象に栽培技術講座「おかざき農業塾」を開設しています。野菜づくりの基本的な技術の習得と、農業に必要な基礎知識の習得が得られます。通年参加できる方で10名を毎年市政だより2/15号にて募集します。

また、化学肥料や農薬を減らした環境にやさしい農業を推進するため、土壌分析による適正な肥料設計書の提供を行っています。

(<http://www.city.okazaki.aichi.jp/1400/1404/1414/p003224.html>)

(岡崎市東阿知和町字乙カ116 TEL0564-46-4490)

### 2 あいち三河農業協同組合 企画指導課

市内・幸田町在住の農業初心者を対象に農業塾を開設しています。土作り、野菜の栽培管理、病害虫の防除など基本的な知識・技術の習得が得られます。3月から2月までの毎週金曜日に通年参加ができる方20名を毎年市政だより1/15号にて募集しています。

(岡崎市坂左右町字葦ノ部18-1 TEL0564-55-2994)

### 3 愛知県西三河農林水産事務所 農業改良普及課

販売を目的とした農業に意欲的に取り組もうとする方などを対象に、愛知県内各地の農林水産事務所農業改良普及課では、関係機関・農業団体などと連携を取り、栽培技術の習得と農協生産出荷部会・直売組織への加入定着を支援する事業を行っています。対象作物や募集人数、参加時期など各事務所によって様々ですので、まずはご相談ください。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000012598.html>)

(岡崎駐在室：岡崎市美合町字並松1-2 TEL0564-53-1552)

#### 4 愛知県立農業大学校

県内在住・在勤者の方を対象にさまざまな研修を行っています。初心者向けの講座をはじめ、農産加工品の講座や本格経営者向けの農業簿記や農業機械免許講座など幅広い研修を用意しています。詳細は年2回発行される「研修計画（前期4月～9月、後期10月～3月）」をご覧ください。また、愛知県立農業大学校公式ホームページで最新の募集情報が確認できます。

(<http://www.pref.aichi.jp/noudai/>)

(岡崎市美合町字並松1-2 TEL0564-51-1601)

##### (1) 農業機械研修

大特免許、トラクタ作業、けん引免許、小型車両系建設機械など、農業機械に関する資格、知識、技能を習得するための研修です。1～4日間の研修で各15～20名程度募集しています。

(研修部研修グループ 0564-51-1034)

##### (2) ニューファーマーズ研修

農業経営に必要な基礎的知識・技術を習得するための研修です。愛知県内で農業経営（農業所得概ね250万円以上）を目指す方を対象に、約10か月間、講義、実習（自己ほ場または先進農家）を行います。毎年20名を募集（3月末締切）しています。

(研修部研修グループ 0564-51-1034)

##### (3) 雇用創出農業研修

岡崎高等技術専門校のカリキュラムで行う職業訓練です。新規農業経営開始及び農業生産法人等の就職を目指す方を対象に、約9か月間（990時間）、農業大学校にて講義、実習を行います。毎年30名を募集（4月上旬締切）しています。

(愛知県岡崎高等技術専門校 0564-51-0775)

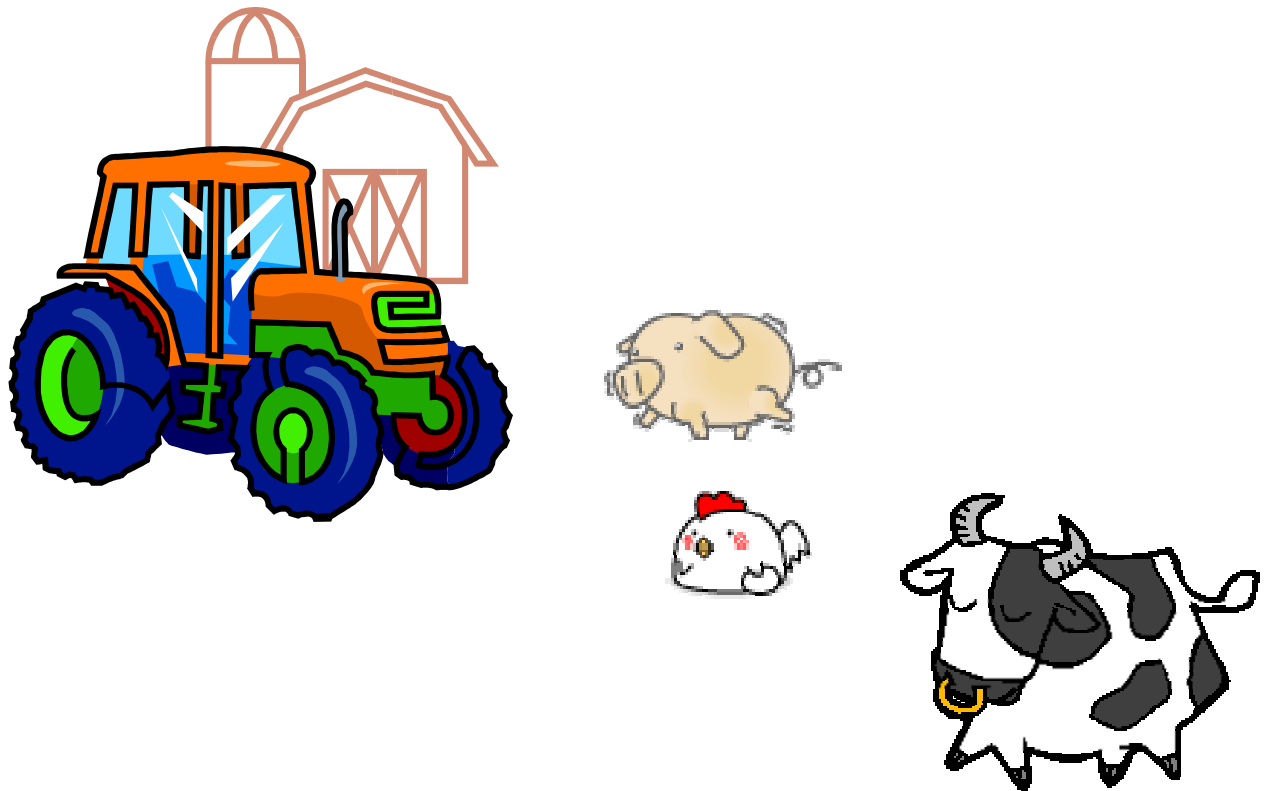
(研修部研修グループ 0564-51-1034)



#### (4) 農業者育成支援研修

就農に必要な基礎的な経営や技術に関する知識・技術を修得するための研修です。新たに農業を始めようとする人を対象に、約8カ月間、講義（10回）、実習（約80日）を行います。毎年20名を募集（4月上旬締切）しています。

（研修部研修グループ 0564-51-1034）



## 新規就農に関する支援制度

新たに必要な知識・技術の基礎を身につける就農準備期間から経営が不安定な就農直後までの間において様々な支援事業があります。どんな支援事業があるか紹介します。

### 1 青年就農給付金

#### (1) 準備型

農業技術の研修中に給付金を給付します。

##### ア 対象者

農業大学校の学生や先進農家等の研修生などで、国の定める要件を満たす者（就農予定時が45歳未満）

##### イ 給付額と給付期間

1年間150万円・最長2年間

#### (2) 経営開始型

農業を始めて間もない時期に給付金を給付します。

##### ア 対象者

市が作成する「人・農地プラン」に位置づけられた新規就農者（就農時が原則45歳未満）で、国の定める要件を満たす者

##### イ 給付額と給付期間

1年間150万円・最長5年間

([http://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/n\\_syunou/roudou.html](http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html))

(西三河農起業支援センター 0566-76-2400)

(岡崎市役所農務課総務班 0564-23-6195)

### 2 新規就農支援対策事業

新規就農に必要な初期投資費用について支援します。

#### ア 対象者

- ・市内に住所を有する非農家出身者
- ・農業技術及び知識を有する者
- ・市内において就農を開始してから2年以内の者

#### イ 対象経費

- ・農業用施設・機械・器具等
- ・作付け等に必要な種苗、肥料、資材等

#### ウ 補助金額

補助対象経費の1/2（上限25万円）

(岡崎市役所農務課総務班 0564-23-6195)

## 就農支援資金制度

愛知県では、新たに農業を始めようと考えている方や、就農希望者を雇用・育成したいと考えておられる農業法人や農家の方のために、就農支援資金制度を実施しております。<http://www.pref.aichi.jp/0000005876.html>

詳しくは西三河農起業支援センター（農業改良普及課）までご相談ください。

### 1 貸付対象者

自ら農業経営を目指す方、農業法人への就職を希望する方、就農希望者を雇用・育成しようと考えている方などで、就農5年後の経営目標を記載した就農計画を作成し、愛知県知事からの認定を受けた方（個人は「認定就農者」、法人は「認定経営者」といいます）が対象となります。（H26年度中途から、岡崎市が認定する形へ変更となります。）

### 2 資金の種類

#### (1) 就農施設等資金

農業経営を開始するのに必要な施設・機械の購入費、種苗・肥料農薬購入費、家畜購入費、各種修繕費などの資金が対象です。新規就農開始から5年間までの間に利用できます。

ア 貸付限度額 青年：3,700万円 中高年：2,700万円

イ 償還（据置）期間 青年・中高年共に12（5）年以内

### 3 お問い合わせ先

- 西三河農起業支援センター（農業改良普及課）  
安城市池浦町字境目1 TEL0566-76-2400

## 農業経営モデル

定年退職を機に販売を目的とした農業に意欲的に取り組もうとする方を想定した農業経営モデルを掲載します。

### モデルの前提条件

- 1 生活費のベースは年金として、農業所得は100万円としています。
- 2 労働力は2人とし、年間総労働時間は1,800時間(週35時間)までとしています。
- 3 経営に必要な施設・機械類は、中古取得、賃借などとしておりますので、すべて新規取得する場合はコストアップとなり所得は減ります。
- 4 果樹は、成木になるまで5～6年かかりますので、既存の園地(自己所有、賃借)での栽培としています。
- 5 生産物の単位収量や単価は地域の平均レベルとしていますので、栽培技術の習熟度によって増減します。

	経営類型 経営耕地面積	適応地域	生産方式など	上段：収入 中段：経営費 下段：所得	施設・機械類
野菜	夏秋ナス 10a	平坦部	露地栽培 定植4月 収穫5月下～10月	1,980,000 980,000 1,000,000	管理機、軽トラック、 噴霧器
	夏秋トマト 10a	三河山間部	ハウス栽培 定植5月 収穫6月下～11月上	3,000,000 2,000,000 1,000,000	ビニルハウス、軽トラ ック、管理機、動力噴 霧器
	夏秋ミニトマト 10a	三河山間部	ハウス栽培 定植4月 収穫6月上～11月上	3,575,000 2,575,000 1,000,000	ビニルハウス、軽トラ ック、管理機、動力噴 霧器、選果機
	野菜直売 20a	平坦部	露地栽培 少量他品目栽培、収穫周 年	2,602,000 1,602,000 1,000,000	耕耘機、軽トラック
果樹	イチジク 15a	平坦部	露地栽培 収穫8月～10月	2,227,500 1,227,500 1,000,000	軽トラック、噴霧器、 管理機
	ナシ 35a	平坦部	露地栽培 収穫8月～9月中	3,780,000 2,780,000 1,000,000	トラクター、軽トラ ック、噴霧器
	ブドウ(巨峰) 35a	平坦部	露地栽培 収穫8月～9月中	2,866,500 1,866,500 1,000,000	トラクター、軽トラ ック、噴霧器
	モモ 30a	平坦部	露地栽培 収穫7月中～下	3,037,500 2,037,500 1,000,000	トラクター、軽トラ ック、噴霧器
花き	小ギク 20a	三河山間部	露地栽培 収穫6月下～9月中	2,100,000 1,100,000 1,000,000	軽トラック、耕耘機、 噴霧器
畜産	和牛繁殖経営	三河山間部	繁殖牛5頭 (子牛5頭を販売)	2,250,000 1,250,000 1,000,000	繁殖牛、軽トラック
	採卵鶏経営	平坦部	平飼い養鶏1,000羽 (卵直売)	5,950,000 4,950,000 1,000,000	成鶏舎用ビニルハウ ス、軽トラック、ワゴ ン車

(<http://www.pref.aichi.jp/nogyo-keiei/secondlife/model.html>)

## 農産物の販売

農業を始めようとする方にとって、農産物の販売方法も気になるところです。栽培する作物によってさまざまな生産者団体があります。お気軽にご相談ください。

### 1 産直施設について

岡崎市内には、農産物の産直施設として「おかざき農遊館」、「ふれあいドーム岡崎」や「道の駅藤川宿」などがあります。各施設の産直部会に加入することで農産物の販売をすることができます。詳しくは各施設又はあいち三河農業協同組合産直課までご相談ください。

### 2 各種生産部会について

あいち三河農業協同組合営農課では本格的な農業経営を始める方を対象に、各種生産部会への加入や出荷施設などのご相談にお答えしています。

### 3 お問い合わせ先

○ おかざき農遊館

(<http://www.city.okazaki.aichi.jp/1200/1211/1249/p003245.html>)

岡崎市東阿知和町字乗越12 TEL0564-46-4700

○ ふれあいドーム岡崎

(<http://www.city.okazaki.aichi.jp/1200/1211/1249/p003246.html>)

岡崎市下青野町字天神77 TEL0564-43-0123

○ 道の駅藤川宿

(<http://www.fujikawa37.com/>)

岡崎市藤川町字東沖田44 TEL0564-66-6031

○ あいち三河農業協同組合

岡崎市坂左右町字葦ノ部18-1

産直課 TEL0564-62-4339 (憩の農園)

営農課 TEL0564-55-2994





H26.4

岡崎市経済振興部農務課

岡崎市十王町二丁目9番地（岡崎市役所西庁舎地下1階）

TEL0564-23-6195・6200